○農林水産省令第二号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第一条の四、第四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4　平成二十六年十一月二十二日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第三条の規定による補助を受けようとする場合における第一条の規定の適用については、同条中「災害発生後六十日」とあるのは、「災害発生後六十日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となったとして長野県知事が定める日から六十日」とする。

5　平成二十六年十一月二十二日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第三条第三項の規定による補助の比率により同条第一項第一号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第三項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第一項第二号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第三条の二第一項の規定による補助の比率により法第三条第一項第一号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第三条の二第二項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第一項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第三条第一項第二号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第一条の規定の適用については、同条中「翌年一月三十一日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、平成二十八年一月三十一日）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十八条第一項の規定に基づき、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令の一部を改正する省令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十八条第一項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和三十八年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　平成二十六年十一月二十二日の地震による災害に係る災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第五条第一項に規定する災害復旧事業をいう。）又は災害関連事業（同項に規定する災害関連事業をいう。）について、同項の規定による補助を受けようとする場合における第一条の規定の適用については、同条中「一月三十一日」とあるのは、「一月三十一日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する附則第三項に規定する災害復旧事業又は災害関連事業に係るものについては、平成二十八年一月三十一日）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、工業用水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

工業用水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

工業用水道施設の技術的基準を定める省令（昭和三十三年通商産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「の容量は、一日最大給水量の三十分間分」を「を設ける場合にあつては、配水量の時間変化を勘案して、必要な容量」に、同条第五号中「の設置の場所ごとに一台以上の」を「を設ける場合にあつては、必要に応じて」に改め、同条を第七条とする。

第五条第四号中「の設置の場所ごとに一台以上の」を「を設ける場合にあつては、必要に応じて」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一号中「の数は、二（原水の質によりその必要がないと認められる場合であつて側管が設けられているときは、一）を」、凝集池又は薬品ちんでん池を設ける場合にあつては、必要なちんでん又は凝集が行われるのに十分な容量」に改め、同条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同条を第五条とする。

第三条第一号中「の設置の場所ごとに一台以上の」を「を設ける場合にあつては、必要に応じて」に、同条第四号中「モルタルまたはコンクリートの場合にあつては、三メートル毎秒、鋼または鋳鉄の場合にあつては、六メートル毎秒」を「摩耗されない流速」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とする。

第一条第一項第二号中「の設置の場所ごとに一台以上の」を「を設ける場合にあつては、必要に応じて」に、同項第三号中「の数は、二（土地の形状その他の理由によりやむをえないと認められる場合または原水の質によりその必要がないと認められる場合であつて側管が設けられているときは、一）以上である」を「を設ける場合にあつては、原水中の砂を除去するために必要な能力を有する」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第六号中「一日最大取水量」の下に「（一日最大給水量（工業用水道に公共の消防のための消火せんが設置されているときは、消火用水を供給するのに必要な水量を加えたものをいう。以下同じ。）にろ水その他の損失水量を加え、工業用水道に給水を調整するための貯水施設が設置されているときは、その貯水施設によつて補給することができる水量を除いたものをいう。）」を加え、同号を第五号とし、同条第二項中「第六号」を「第五号」に、「最渇水時において行う連続揚水試験における最大の揚水量の七十パーセント以下として」を「揚水試験の結果に基づき」に改め、同条を第二条とする。

第二条の前に次の一条を加える。

（耐震基準）

第一条　工業用水道施設は、施設の重要度に応じて、地震力に対して次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一　次に掲げる施設については、レベル一地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。以下同じ。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル二地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

イ　取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設のうち、工業用水の供給に最低限必要とする施設であつて、代替することができる施設がないもの

ロ　取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設のうち、イの施設以外の施設であつて、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの

二　前号に掲げる施設以外の施設は、レベル一地震動に対して、生ずる損傷が軽微であつて、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の第一条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の第一条の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている工業用水道施設については、その施設の次の更新のときまでは、同条の規定を適用しない。